

民主化闘争情報

No. 840
2011年10月26日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

10月21日、「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の訴訟代理人が、最高裁に「上告理由書」および「上告受理申立理由書」を提出した。両「理由書」の提出を受けて、今後、最高裁が上告理由に当たるか否か判断することになる。

松戸車掌区事件で最高裁に「上告理由書」を提出! 原判決は最高裁判示に反するものであり破棄すべき!

JR東日本ユニオンの栗原孝氏(前・松戸車掌区指導助役)は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

一審では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告請求を棄却する判決を言い渡すとともに、東京高裁も8月18日に原告控訴を棄却し、一審判決に追随した。最高裁は、今回の両「理由書」の提出を受けて、上告理由に当たる(1. 高裁判決に最高裁の判例と相反する判断がある場合、2. その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる場合)か否か判断することになる。

「上告理由書」の要点は以下のとおりである。

○本件訓告処分の理由とした非違行為の特定について

原判決は、「複数の車掌が実際に上告人(栗原氏)の酒臭を感じたものと認めるのが相当である」と判示し、この事実を対象として本件処分の効力を検討し肯認した。しかし、被上告人(JR東日本)は、本件処分の理由とした非違行為は「(上告人が)前日深夜まで飲酒したことを原因として、本件添乗指導を受けた複数の職員から酒臭を指摘された上、勤務打ち切りを通告されて勤務の一部を欠くに至った」ことであると主張しているうえ、「(本件処分)発令」には「複数の社員から酒気帯びを指摘され、勤務の一部を欠いたこと」と記載されているのであるから、原判決が、被上告人の上記主張及び「発令」の記載に従わず、「発令」の意味として自ら理解したところを非違行為と特定、認定して、その効力を判断することは、弁論主義の見地及び処分の効力はその処分の理由とされた非違行為を対象として判断すべきであるとする最高裁判所が判示したところ(最高裁平成8年9月26日判決)に反するものである。

○本件添乗指導時における酒臭の認定について

第一審判決は複数の被指導車掌が実際に原告の酒臭を感じたものと認めるのが相当である」との判断を示し、原判決は上記判示を肯認した。ところが、実際には、第一審判決も原判決も上告人が「酒臭をさせていた」ことを認めるべき証拠を摘示していないことから明らかであるが、上告人が「酒臭をさせていた」ことを認めるべき証拠はまったくない。しかるに、原判決は、同車掌らが「実際に酒臭を感じた」と認定したうえで、その認定を否定すべき事実として上告人が指摘した各事実を無視し、または、理由を付して排斥したが、すでに述べたとおり、いずれも理由のないものであり、同車掌らが「実際に酒臭を感じた」との認定、判断は明らかに証拠に基づかず、証拠上認められる事実を無視したものであるべきであるから、原判決の判示には審理不尽、理由の不備、食い違いがあるというべきである。